

「島根県保険者協議会の取り組み

－特定健診の円滑な実施と受診率向上を目指して－

島根県保険者協議会

(事務局：  島根県国民健康保険団体連合会)

1 島根県保険者協議会の概要

(1) 設立

① 目的

加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、島根県医療費適正化計画の策定又は変更、島根県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行う（島根県保険者協議会設置運営規程から）。

② 設立時期

平成 17 年7月設立

(2) 構成メンバー

以下団体等を代表する者

全国健康保険協会島根支部	健康保険組合
国民健康保険（連合会も）	共済組合
島根県 【平成 23 年度～】	島根県後期高齢者医療広域連合 【平成 25 年度～】

★ 必要に応じて島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、島根県栄養士会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる

(3) 運営体制



2 事業

(1) 事業の変遷と課題

① 変遷

平成 17 年度の設立当初、医療費適正化に向けて、加入者の医療費動向等について把握することから取り組みを始めた。

以後、特定健診・保健指導の円滑な導入、実施及び実施率の向上に着目した事業に重点を置いて取り組みを展開。

なお、健診事業の他には、保険者の共通課題であった資格の取得喪失に係る保険者間の過誤調整の実施に向けた検討や、ジェネリック医薬品の利用促進等について情報共有、協議し、加入者の適正受診を促すことを目的としたポスターを作成・配付した。

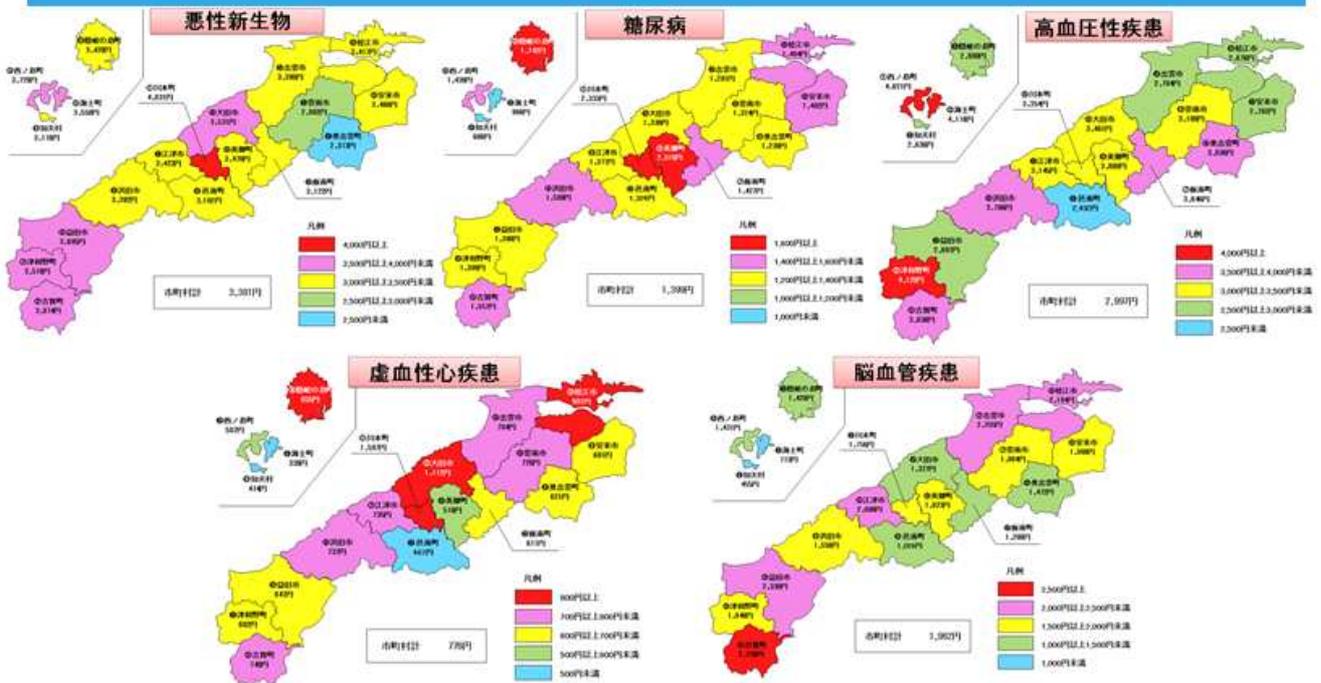
平成 23 年度以降、改めて島根県の医療費の状況について分析を開始。保健事業に活用することを目指し、分析事業を強化した。

平成 27 年度に保険者協議会が法定化された以後は、県医療計画等への意見提出についても、積極的に取り組みを進めている。

年度	主な協議事項 (★)・事業 (●)
平成 17 年度	●医療費分析
18 年度	●個別健康支援プログラム研修
19 年度	★集合契約について協議 ●標準的な健診・保健指導プログラム研修 ●生活習慣病予防活動マニュアルの作成
20 年度	●ホームページの開設（国保連合会ホームページ内） ●特定保健指導技術研修会（以後継続）
21 年度	●健診受診勧奨用リーフレットの作成（以後継続） ●健診受診勧奨用ポスターの作成
22 年度	●健診受診勧奨用広報誌・有線放送等の原稿提供（以後継続） ●健診実施ガイドの作成
23 年度	島根県が構成団体として参画 ●医療費分析事業再開（以後継続） ●健診受診勧奨用リーフレットにがん検診の日程を追記（以後継続） ★資格喪失後の医療受診にかかる保険者間での調整可否について協議 ★ジェネリック医薬品の利用促進等に係る協議
24 年度	●適正受診を促すポスターの作成
25 年度	島根県後期高齢者医療広域連合が構成団体として参画 ★県医療費適正化計画について協議
26 年度	●医療費分析について全国国保地域医療学会で研究発表（～28 年度）
27 年度	医療計画調査部会の設置 ●県主催医療審議会、地域医療構想調整会議等へ参画（以後継続）
28 年度	●島根県地域医療構想に対する意見提出 ●適正受診を促すポスターの作成（島根県）

◆医療費分析事業

★生活習慣病にかかる【年齢調整】1人当たり費用額(島根県基準)



生活習慣病と言っても、高血圧性疾患が高い市町村、糖尿病が高い市町村等、状況は様々 ⇒各市町村の状況に即した対策が必要

※全国国保地域医療学会での研究発表資料から（平成 27 年度）

② 日本健康会議での『宣言 3』達成状況

達成状況	達成要件
○	集合契約、検診と健診の同時実施に向けた調整等連携
○	問題意識の共有化を図るための取組
	データヘルスの効果的な事例を都道府県内の保険者で広める取組
	特定健診情報データ移動を行う場合の一定のルールづくり
	保険者種別の枠を超え、共同で行う予防・健康づくりの取組がある

※平成 28 年度実施調査の回答状況

③ 平成28年度までの取り組みからみえた課題と取り組むべき事業

ア 日本健康会議『宣言3』が未達成

⇒データヘルスの効果的な事例を都道府県内の保険者で広める取組
特定健診データの保険者間移動のルールづくり
保険者種別の枠を超え、共同で行う予防・健康づくりの取組

イ 県全体の健診受診率の伸び悩み

⇒引き続き健診受診率向上対策

ウ 医療費適正化に向けた分析とその結果の活用

⇒保険者種別の枠組みを超えた共同事業の実施に繋ぐ
※個人情報保護の観点から、収集可能なデータが限られる中での
分析の手法等を検討

(2) 平成29年度事業計画

生涯を通じた加入者の健康管理を進めるという観点から、保険者種別の枠を超えて情報の共有化を図り、地域と職域が連携した効果的な保健事業活動の実施を推進する。

また、島根県医療計画及び医療費適正化計画の見直しに関し、将来に渡り必要な医療を確保するとともに、加入者の負担が過大なものにならないよう、計画策定に向けた検討作業に積極的に関与しながら、島根県からの求めに応じて意見提出を行う。

① 会議等の開催

ア 協議会の開催 3回

イ 監事会の開催 2回

ウ 専門部会の開催

●企画調査部会	3回
●保健活動部会	2回
●医療計画調査部会	2回

※必要に応じて開催回数を調整

② 特定健診・保健指導に関する事業

ア 特定保健指導技術研修会の開催

イ 受診勧奨用リーフレットの作成

ウ 特定健康診査実施ガイドの作成

★特定健診データ保険者間移動に係るルールの周知

③ 広報事業

ホームページの運用

④ データヘルスの推進に関する事業

ア 医療費分析事業

- ・目的：県内医療費の状況を分析し、今後の効果的な保健事業活動及び医療費適正化に資する。
- ・内容：疾病分類別、年齢階層別、市町村別の医療費等について分析を進めるとともに、県内全保険者からのデータ収集に努め、県内医療費の状況把握に繋がる精度の高い分析を行う。

New!

イ 特定健診データ分析事業

- ・目的：特定健診のデータを分析し、健診受診率向上等に向けた取り組みに資する。
- ・内容：収集データの内容、分析方法等について、専門部会を中心に検討を行う。

New!

ウ 医療保険者等による意見交換会

- ・目的：データヘルスの一層の推進、医療保険者間の事務の調整等
- ・内容：データヘルスの取り組み等に関する情報共有、過誤等の事務処理に係る調整等、制度の枠組みを越えて幅広く意見交換を行う。

★「医療保険者等による意見交換会」の開催

(平成 27 年 6 月・国保連合会主催)

医療保険者等の連携・協力のもと、制度の枠組みを越えた加入者等の健康保持・増進の取り組みを推進するため、保健事業担当者が一堂に会し、保健事業全般にかかる課題や具体的な取り組みについて幅広く意見交換を行った。

【事例紹介】「特定健診受診率向上の取り組み」協会けんぽ島根支部

【意見交換】「特定健診受診率向上対策について」

【参加者】国保 18 名、被用者保険 10 名、島根県 1 名、
後期高齢者医療広域連合 1 名 計 30 名

⑤ その他事業

健康増進法の改正（受動喫煙防止対策の強化）に係る地元国会議員へ陳情
⇒地元国会議員の事務所を訪問し、陳情書を提出【4月】

医療計画調査部会スケジュール（第7次医療計画（保健医療計画）策定関係）

第7次医療計画 計画期間：平成30年度～平成35年度（6年間）

	平成29年度												平成30年度			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
国		●作成指針決定 (3/31医政局長通知)								●厚生労働省協議						
医療審議会 専門部会			(※専門部会の開催予定なし)				★第1回(保健医療計画骨子)				★第2回(素案)		★第3回(素案 諮問・答申)			
県		基本方針の決定	素案作成				医療連携体制検討				素案確定		計画確定			
							★医療介護連携部会					★地域保健医療対策会議				★地域保健医療対策会議
医療計画調査部会																
保険者協議会																
企画調査部会																
保健活動部会																
監事会																

「次期保健医療計画」策定等に関する動向（～H28年度）

●H28年度 現計画の詳細・課題整理・情報収集

●H29.3 第3回医療審議会

●H29.3.28 「医療法施行規則の一部改正」(大臣告示)

●H29.3.31 「医療計画」について(医政局長通知)

●H29.3.31 「疾病、事業及び在宅医療に係る医療体制について」(医政局地域医療計画課長通知)

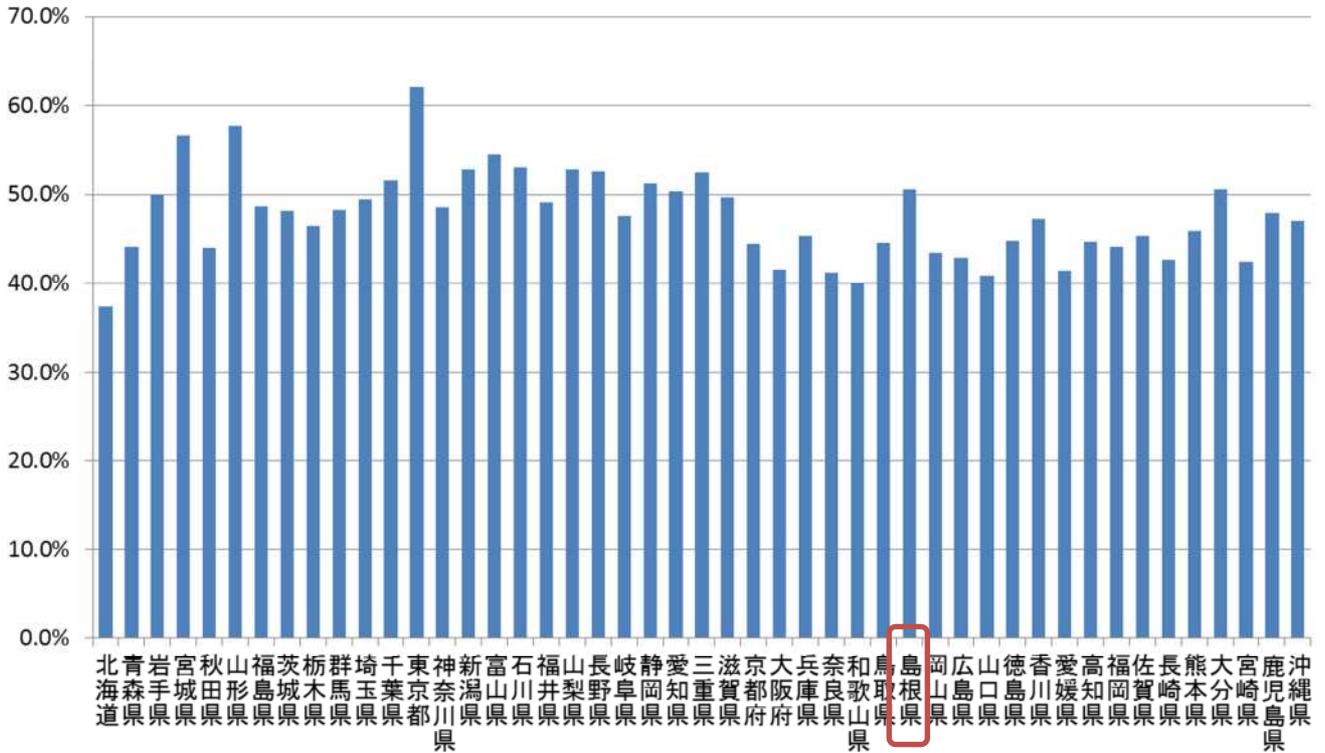
●H29.3.31 「疾病、事業及び在宅医療に係る医療体制について」(医政局地域医療計画課長通知)

3 特定健診等に係る取り組み

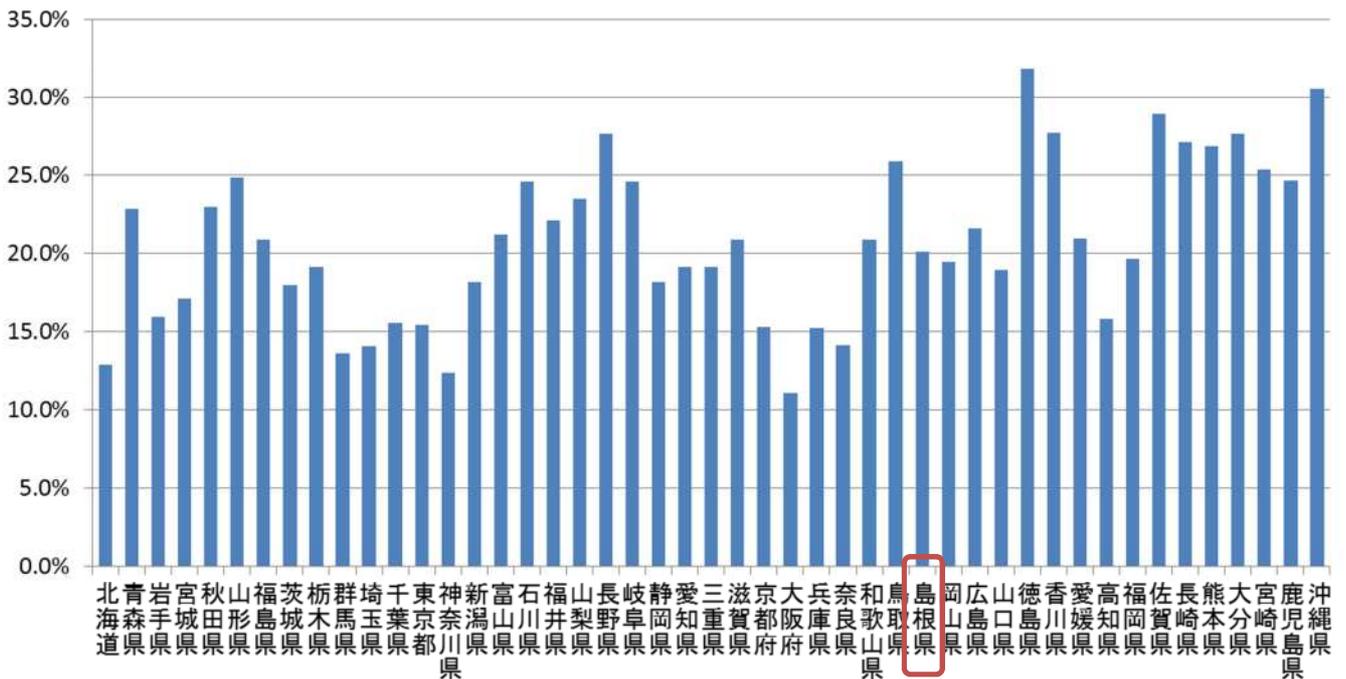
(1) 特定健診・保健指導の実施状況（法定報告速報値）

① 全国の状況（都道府県別）

平成26年度特定健診受診率

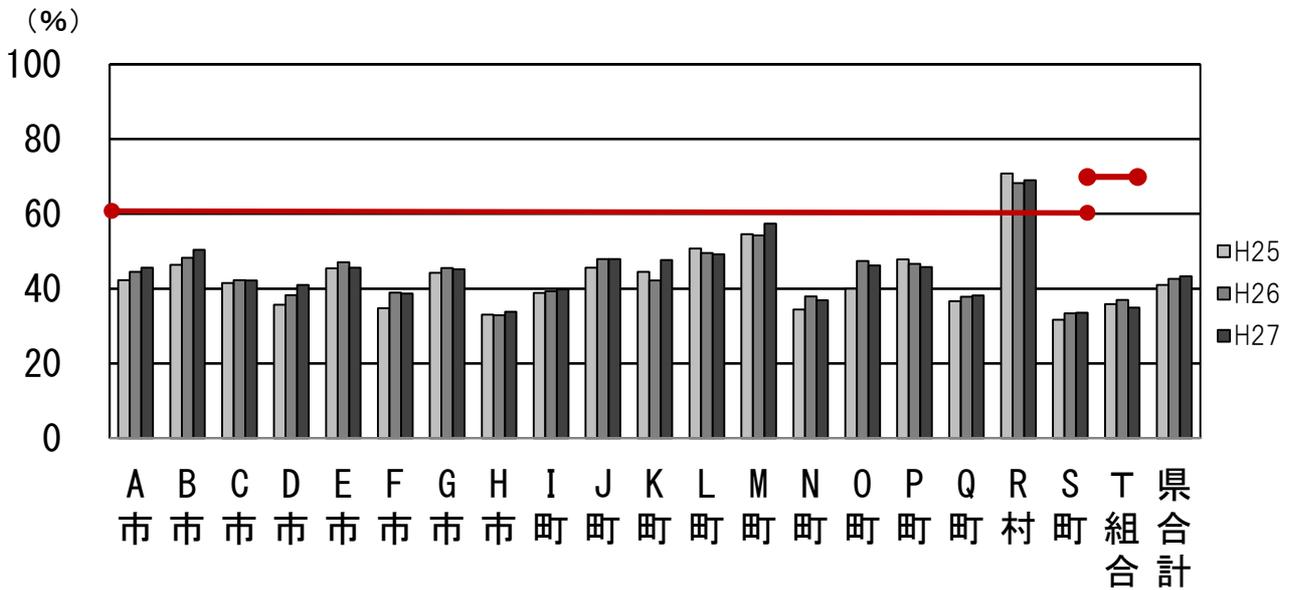


平成26年度特定保健指導実施率

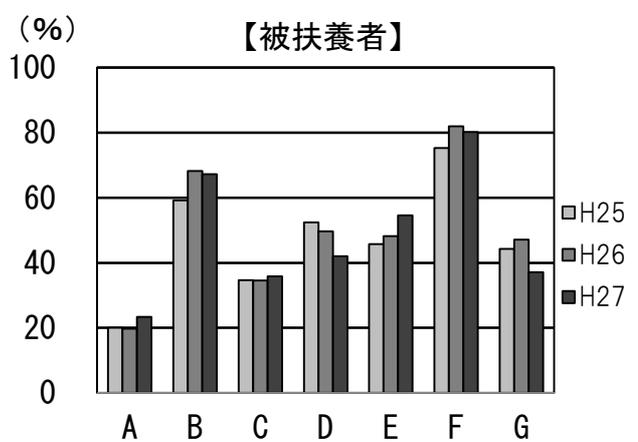
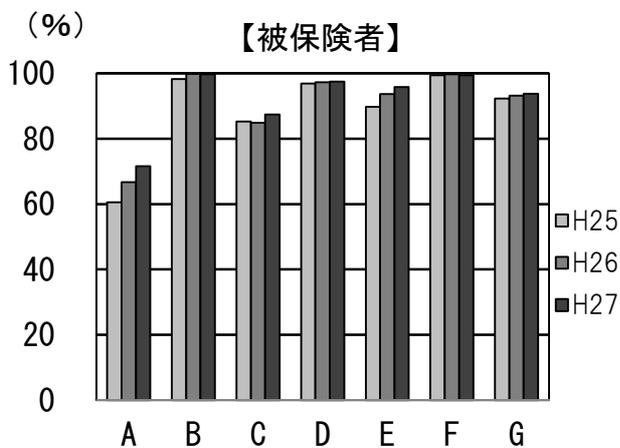
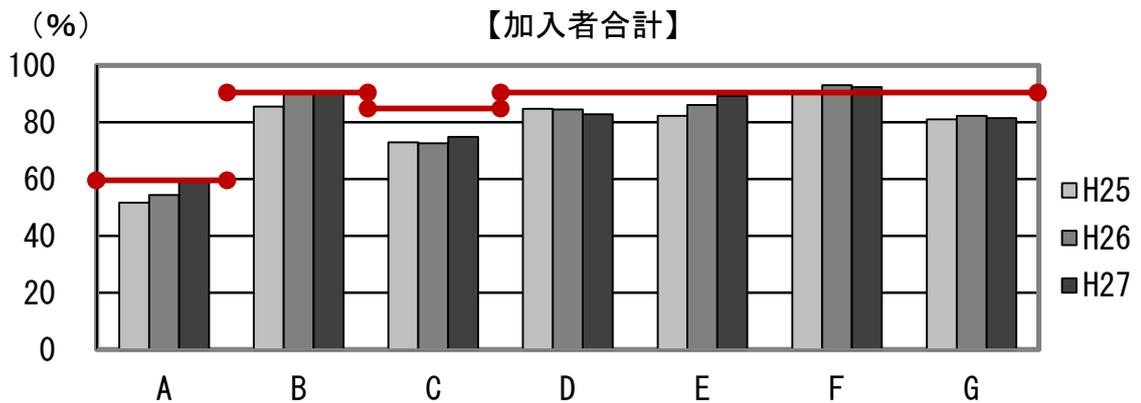


② 島根県の状況
【特定健診受診率】
ア 国民健康保険

※ ●—● は、目標値



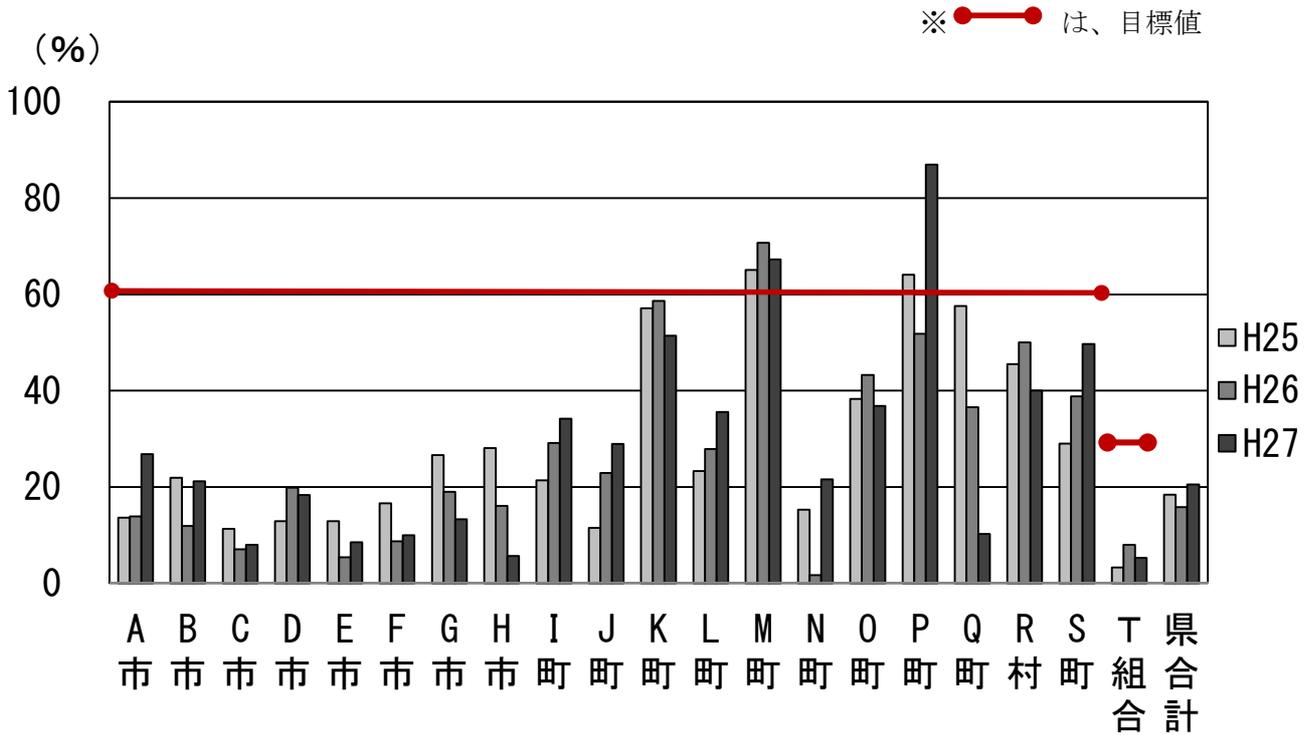
イ 被用者保険



- ・ 特定健診受診率は、国保は微増傾向にあるが、ほとんどの保険者が目標値（60%）に届いていない
- ・ 被用者保険では、被扶養者が伸び悩んでいる

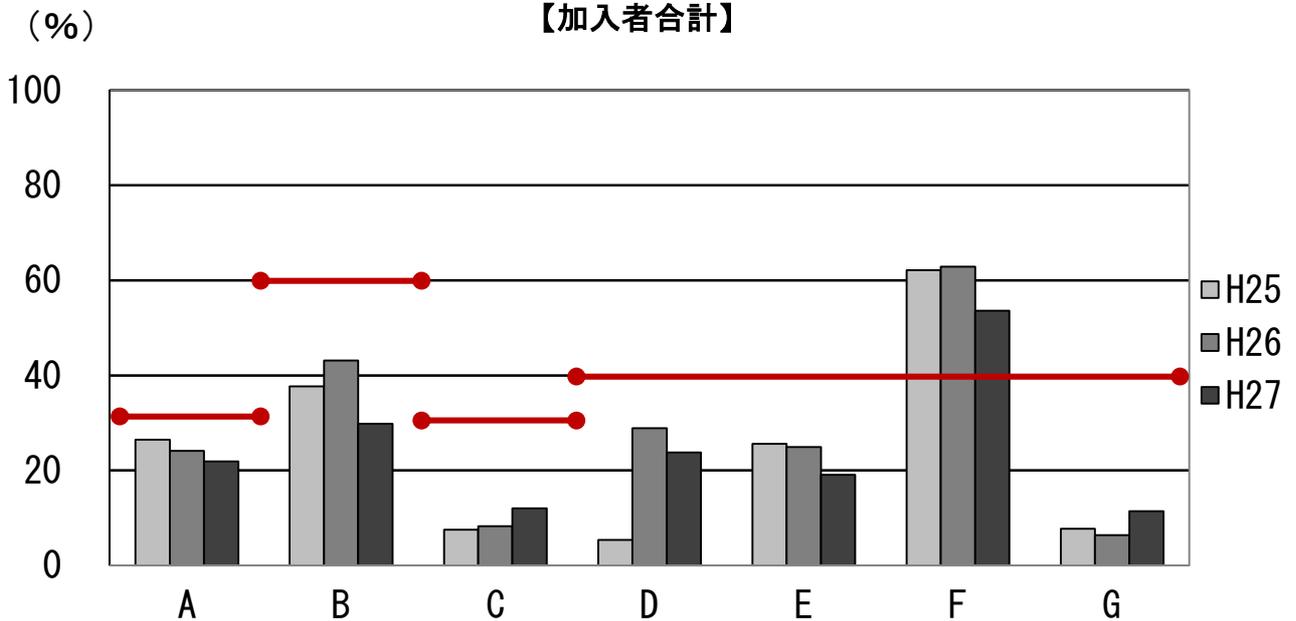
【特定保健指導実施率】

ア 国民健康保険



イ 被用者保険

【加入者合計】



- ・ 特定保健指導実施率は、国保・被用者保険ともに、保険者によってバラつきがみられ、ほとんどの保険者が目標値に達していない

(2) 特定健診等に係る取り組み

【研修】

① 研修会の開催（平成 18 年度～）

- 制度開始前から、特定保健指導の効果的な実施に向けて開催
平成 18 年度 「個別健康支援プログラム事前研修会」
平成 19 年度 「標準的な健診・保健指導プログラム研修会」
平成 20 年度～ 「特定保健指導技術研修会」

『平成 29 年度 特定保健指導技術研修会』

1 目的

特定保健指導に必要な技術について学び、指導対象者の行動変容を促す支援ができるための技術の向上を目指す。

2 対象

島根県保険者協議会構成団体及び特定保健指導実施機関、在宅保健師等

3 日時

平成 29 年 7 月 26 日（水）10 時 30 分から 16 時まで

4 場所

松江市「くにびきメッセ（島根県立産業交流会館）」小ホール

5 内容

(1) 講演 10:40～12:00

「これからの特定保健指導ー第3期特定健診等実施期間へー（仮）」

講師 厚生労働省保険局医療介護連携政策課

データヘルス・医療費適正化対策推進室

主査 飯村 祥子 氏

(2) 実技講習 13:00～16:00

「無関心な対象者を振り向かせる技術（仮）」

講師 株式会社 キャンサースキャン

代表取締役 福吉 潤 氏

出町 慎一 氏

- より効果的な研修会とするために、参加申込に併せて講師への質問を受け付け、事前に講師に提供することで、当日、可能な範囲での回答をいただいている

【広報】

② リーフレットの作成（平成 21 年度～）

●加入者（特に被扶養者）が受けやすくなることを目的として作成

※配付先：保険者（⇒加入者） ※平成 28 年度作成部数：64,900 部

オモテ

自分でつくる健康習慣

特定健診で健康チェック!

特定健診って?

40～74歳の人を対象に、糖尿病・心筋梗塞といった生活習慣病の元凶となるメタボリックシンドローム(以下「メタボ」)のリスクを調べます。毎年受けて、自覚症状なく進行する生活習慣病からあなたの健康を守りましょう。

※市町村によっては**各種がん検診との同時実施**も行われています(詳しくは要旨をご覧ください)。
 ※後期高齢者医療の被保険者の方は、お住まいの市町村で健診を受診することができます。

特定健診の流れ

- 1 予約**
案内や受診券が送られてきたら、
●受診できる健診機関
●健診の期間
を確認して、受診日の予約をしましょう。
- 2 健診受診**
予約日に健診機関で受診してください。(当日持参するもの等は、案内文書をご確認ください)。
- 3 結果**
健診後、健診結果が通知されます。

健診結果でメタボと判定されたらどうしよう……

安心してください。メタボやその予備群と判定された方には、生活習慣の改善を図るため、特定保健指導の案内が届きます。必ず利用して、生活習慣病の発症や重症化を防ぎましょう。

平成29年度 特定健診の実施期間及び問い合わせ先

お問い合わせは、お手持ちの被保険者証に記載されている保険者へお願いします。

保険者名	実施期間	問い合わせ先	保険者名	実施期間	問い合わせ先	保険者名	実施期間	問い合わせ先
松江市	7月1日～10月31日	0852-60-9174	津和野市	6月1日～平成30年3月31日	0854-40-1045	吉野町	6月27日～9月30日	0856-77-1165
浜田市	6月1日～11月30日	0855-25-9410	高江町	6月19日～12月31日	0854-54-2511	海士町	8月～10月	08514-2-1821
出雲市	7月1日～9月30日	0853-21-6979	新井町	5月10日～11月12日	0854-72-1770	西ノ郷町	6月13日～6月15日	08514-6-0103
益田市	6月1日～10月31日	0856-31-0212	川津町	6月6日～平成30年3月31日	0855-72-0633	和法村	5月16日～5月17日	08514-9-2211
大田市	6月8日～12月31日	0854-83-9154	東郷町	6月1日～12月31日	0855-75-1932	健勝の森町	6月1日～平成30年3月31日	08512-2-8560
安来市	7月1日～10月31日	0854-23-3220	鹿野町	6月8日～6月30日	0855-83-1123	島根県医師会	7月1日～12月31日	0852-26-3100
江津市	6月1日～10月31日	0855-52-2601	津和野町	6月1日～12月20日	0856-72-0657			

被用者保険	保険者名	実施期間	問い合わせ先	保険者名	実施期間	問い合わせ先
	全国健康保険協会島根支部	4月1日～平成30年3月31日	0852-59-5204	公立学校共済組合島根支部	6月1日～平成30年1月31日	0852-22-6615
	山陰合同銀行健康保険組合	5月～12月	0852-65-1086	警察共済組合島根支部	6月～12月	0852-26-0110
	山陰自動車健康保険組合	4月1日～12月31日	0852-61-5222	島根県市町村職員共済組合	5月1日～平成30年3月31日	0852-21-9510
	松江市自治会連合会健康保険支部	5月～平成30年1月31日	0852-22-5027			

島根県保険者協議会

http://www.shimane-kokuho.or.jp/sd04_hokenshakyogikai/index.html

(国民健康保険、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、後期高齢者医療広域連合、島根県)

平成29年度 集団健診について

表面に記載の特定健診の実施期間中、以下のとおり検診車等による集団健診が実施されますので、お住まいの市町村で受診してください。
 なお、時間・場所等の詳細については各実施機関にご確認ください。

実施機関

JA島根厚生連
 (以下「JA」と表記)
 〒690-0862
 松江市千鳥町15コープビル2F
 TEL：0852-22-4260

島根県環境保健公社
 (以下「公社」と表記)
 〒690-0012
 松江市古志原一丁目4番6号
 TEL：0852-24-0013

- 集団健診以外に、医療機関でも受診することができます。
- 海士町では、検診車による集団健診は行われません。
- 後期高齢者医療の被保険者の方は、お住まいの市町村(島出農町・川本町・美郷町・杵築町・海士町は除く)で受診することができます。
- 平成29年1月末時点での予定であり、変更の可能性がございます。

☆特定健診と同時に実施されるがん検診の内容は、胃がん=胃、肺がん=肺、大腸がん=大、前立腺がん=前、乳がん=乳、子宮頸がん=子と表記

市町村別地区及び会場等	日程【時間】	胃	肺	大	乳	子	実施機関
八束地区	八束支所	7月10日		●	●		JA ※1
		9月11日	●	●	●		
美保間地区	七穂老人福祉センター	7月19日【AM】	●	●	●	●	
	美保間文化交流館	7月19日【PM】	●	●	●	●	
	美保間公民館(方原)	7月20日【AM】	●	●	●	●	
宍道地区	田子新小学校	7月20日【PM】	●	●	●	●	
	宍道公民館	7月21日	●	●	●	●	
玉湯地区	宍道健康センター	7月24日	●	●	●	●	
鳥居地区	玉湯公民館	7月27日	●	●	●	●	
鹿島地区	マリングートしまね	8月1日	●	●	●	●	
		9月19日【AM】	●	●	●	●	
鹿島地区	鹿島交流館	8月17日	●	●	●	●	
	鹿島ふれあい館	8月18日	●	●	●	●	
東出雲地区	上東夏研修センター	7月3日【AM】	●	●	●	●	
	東出雲公民館	9月12日【AM】	●	●	●	●	
	出雲町公民館	9月13日【AM】	●	●	●	●	
	東出雲保健福祉センター	9月14日	●	●	●	●	
八雲地区	八雲公民館	7月28日	●	●	●	●	
		9月22日	●	●	●	●	
赤良町	赤良会館	9月23日【AM】	●	●	●	●	
		9月23日【AM】	●	●	●	●	
旭町	徳川藩船着立館センター	8月23日	●	●	●	●	JA ※2
	旭交健センター	10月19日	●	●	●	●	
	みどりかいかん	11月14日【AM】	●	●	●	●	
三瓶町	三瓶保健センター	11月15日	●	●	●	●	
休田地域	道のふれあいセンター	8月27日【AM】	●	●	●	●	公社
	休田コミュニティセンター	8月27日【PM】	●	●	●	●	
平田地域	休田コミュニティセンター	11月9日	●	●	●	●	JA ※3
	JAしまね平田中央支店	7月13日、12月7日	●	●	●	●	
大社地域	日保健コミュニティセンター	7月14日	●	●	●	●	JA ※3
	JAしまね豊水支店	10月12日	●	●	●	●	
柴田地域	JAしまね出雲支店	8月29、30日	●	●	●	●	JA ※3
	JAしまね出雲支店	8月29、30日	●	●	●	●	
出雲地域	出雲コミュニティセンター	9月28日	●	●	●	●	JA ※3
	JAしまね出雲地区本部	10月26日 10月27日	●	●	●	●	
区民保健センター	区民保健センター	6月13日	●	●	●	●	公社
	石谷老人福祉センター	8月19日【AM】	●	●	●	●	
	区民下地区福祉センター	8月19日【PM】	●	●	●	●	
	広瀬自治会館	8月26日【AM】	●	●	●	●	
	福祉連地区福祉センター	8月26日【PM】	●	●	●	●	
	ふれあいホールみと	7月8日【AM】	●	●	●	●	
益田市立保健センター	12月9-11日	●	●	●	●		
福渡	福渡まちづくりセンター	6月7日	●	●	●	●	公社
	福渡まちづくりセンター	6月8日	●	●	●	●	
井田	井田まちづくりセンター	6月28日【AM】	●	●	●	●	公社
	井田まちづくりセンター	6月28日【PM】	●	●	●	●	
大園	大園まちづくりセンター	6月29日	●	●	●	●	公社
	大園文化福祉会館	6月9日	●	●	●	●	
宍道	宍道まちづくりセンター	6月20日	●	●	●	●	公社
	宍道まちづくりセンター	6月21日【AM】	●	●	●	●	
仁方・天所内	仁方・天所内 農村環境改善センター	6月21日【PM】	●	●	●	●	公社
	仁方・天所内 農村環境改善センター	6月22日	●	●	●	●	
馬場	馬場まちづくりセンター	7月4、5日	●	●	●	●	公社
	馬場まちづくりセンター	7月4、5日	●	●	●	●	
的太地区	的太地区 いまいきの郷はくた	7月19日【AM】	●	●	●	●	公社
	的太地区 いまいきの郷はくた	7月19日【AM】	●	●	●	●	
山鹿地区	安来市健康福祉センター	9月6日【AM】	●	●	●	●	公社
	安来市健康福祉センター	9月6日【AM】	●	●	●	●	
安来地区	安来市学習福祉センター	9月24日【AM】	●	●	●	●	公社
	安来市学習福祉センター	9月24日【AM】	●	●	●	●	
松江町	松江町 日と石 海洋センター	9月30日	●	●	●	●	JA
	松江町 日と石 海洋センター	10月1日	●	●	●	●	
高松地区	高松健康福祉センター	8月18日【AM】	●	●	●	●	JA ※4
	高松健康福祉センター	8月18日【PM】	●	●	●	●	
加茂町	加茂健康福祉センター	8月31日	●	●	●	●	JA ※4
	加茂健康福祉センター	9月1日	●	●	●	●	
木次町	木次健康福祉センター	9月4日	●	●	●	●	JA ※4
	木次健康福祉センター	9月5日	●	●	●	●	
湯合町	湯合体育館	9月7日	●	●	●	●	JA ※4
	湯合体育館	9月8日	●	●	●	●	
大東町	大東健康福祉センター	9月20日、10月2日	●	●	●	●	JA ※4
	大東健康福祉センター	10月3、4日	●	●	●	●	
三刀淵町	アスパル	10月5日	●	●	●	●	JA ※4
	アスパル	10月6日	●	●	●	●	
横田地域	横田コミュニティセンター	7月5、6日	●	●	●	●	JA
	八戸コミュニティセンター	7月14日	●	●	●	●	
	仁多地域	仁多地域	6、7月に実施	●	●	●	
谷地区	日野小学校体育館	5月10日	●	●	●	●	JA
	日野小学校体育館	5月11日	●	●	●	●	
小田・真木地区	小田小学校体育館	5月12、15日	●	●	●	●	JA
	小田小学校体育館	5月12、15日	●	●	●	●	
志保地区	志保まちなかセンター	5月19日	●	●	●	●	JA
	志保まちなかセンター	5月19日	●	●	●	●	
赤名地区	赤名農村環境改善センター	5月22、23日	●	●	●	●	JA
	赤名農村環境改善センター	5月22、23日	●	●	●	●	
福原地区	福原福祉センター	6月5-7日、11月12日	●	●	●	●	JA
	福原福祉センター	6月5-7日、11月12日	●	●	●	●	
西公民館	西公民館	6月8日	●	●	●	●	JA
	西公民館	6月8日	●	●	●	●	
すこやかセンター	すこやかセンター	6月18日	●	●	●	●	JA
	すこやかセンター	6月18日	●	●	●	●	
三原多目的集会所	三原多目的集会所	6月19日【AM】	●	●	●	●	JA
	三原多目的集会所	6月19日【AM】	●	●	●	●	
邑智	邑智	6月1日	●	●	●	●	JA
	邑智	6月2日【AM】	●	●	●	●	
	邑智	6月2日	●	●	●	●	
大和	大和	6月23日	●	●	●	●	JA
	大和	6月23日	●	●	●	●	
口羽地区	口羽公民館	6月8日	●	●	●	●	JA
	口羽公民館	6月8日	●	●	●	●	
阿蘇郡地区	阿蘇郡公民館	6月9日【AM】	●	●	●	●	JA
	阿蘇郡公民館	6月9日【AM】	●	●	●	●	
田所地区	田所公民館	6月20日	●	●	●	●	JA
	田所公民館	6月20日	●	●	●	●	
出雲地区	出雲公民館	6月21日	●	●	●	●	JA
	出雲公民館	6月21日	●	●	●	●	
高梁地区	高梁公民館	6月22日	●	●	●	●	JA
	高梁公民館	6月22日	●	●	●	●	
中野地区	中野公民館	6月27日	●	●	●	●	JA
	中野公民館	6月27日	●	●	●	●	
矢上地区	矢上交流センター	6月28日	●	●	●	●	JA
	矢上交流センター	6月28日	●	●	●	●	
赤木、日保、日置地区	赤木、日保、日置地区	6月29日	●	●	●	●	JA
	赤木、日保、日置地区	6月29日	●	●	●	●	
井原地区	井原公民館	6月30日	●	●	●	●	JA
	井原公民館	6月30日	●	●	●	●	
大田公民館	大田公民館	6月6日【AM】	●	●	●	●	公社
	大田公民館	6月6日【AM】	●	●	●	●	
瀬川公民館	瀬川公民館	6月6日【PM】	●	●	●	●	公社
	瀬川公民館	6月6日【PM】	●	●	●	●	
ブライヤ牧場	ブライヤ牧場	6月7日【AM】	●	●	●	●	公社
	ブライヤ牧場	6月7日【AM】	●	●	●	●	
保健福祉センターやまびこ	保健福祉センターやまびこ	6月7日【PM】	●	●	●	●	公社
	保健福祉センターやまびこ	6月7日【PM】	●	●	●	●	
曹原公民館	曹原公民館	6月8日【AM】	●	●	●	●	公社
	曹原公民館	6月8日【AM】	●	●	●	●	
小瀬公民館	小瀬公民館	6月8日【PM】	●	●	●	●	公社
	小瀬公民館	6月8日【PM】	●	●	●	●	
池河コミュニティセンター	池河コミュニティセンター	6月14日【AM】	●	●	●	●	公社
	池河コミュニティセンター	6月14日【AM】	●	●	●	●	
直津集会所	直津集会所	6月14日【PM】	●	●	●	●	公社
	直津集会所	6月14日【PM】	●	●	●	●	
小川体育館	小川体育館	6月15日【AM】	●	●	●	●	公社
	小川体育館	6月15日【AM】	●	●	●	●	
名賀地域センター	名賀地域センター	6月15日【PM】	●	●	●	●	公社
	名賀地域センター	6月15日【PM】	●	●	●	●	
元木郡中学校体育館	元木郡中学校体育館	6月20日【AM】	●	●	●	●	公社
	元木郡中学校体育館	6月20日【AM】	●	●	●	●	
元保小学校体育館	元保小学校体育館	6月20日【PM】	●	●	●	●	公社
	元保小学校体育館	6月20日【PM】	●	●	●	●	
津和野体育館	津和野体育館	6月21、22日	●	●	●	●	公社
	津和野体育館	6月21、22日	●	●	●	●	
鹿本	鹿本小学校体育館	6月27日	●	●	●	●	公社
	鹿本小学校体育館	6月27日	●	●	●	●	
新木	新木小学校体育館	6月28日	●	●	●	●	公社
	新木小学校体育館	6月28日	●	●	●	●	
松本	松本ふれあい会館	6月29、30日	●	●	●	●	公社
	松本ふれあい会館	6月29、30日	●	●	●	●	
六日市	六日市生涯学習センター	7月11、12日	●	●	●	●	公社
	六日市生涯学習センター	7月11、12日	●	●	●	●	
七日市	七日市生涯学習センター	7月13日	●	●	●	●	公社
	七日市生涯学習センター	7月13日	●	●	●	●	
中央公民館	中央公民館	6月13、14日	●	●	●	●	JA
	中央公民館	6月15日【AM】	●	●	●	●	
知太村	知太村改場いきいきセンター	5月16日【PM】	●	●	●	●	JA
	知太村改場いきいきセンター	5月17日	●	●	●	●	
西郷地区	西郷地区	6月12、15、19-21日	●	●	●	●	公社
	西郷地区	6月12、15、19-21日	●	●	●	●	
中津地区	中津地区	6月13日	●	●	●	●	公社
	中津地区	6月13日	●	●	●	●	
高橋地区	高橋地区	6月13日	●	●	●	●	公社
	高橋地区	6月13日	●	●	●	●	
五箇地区	五箇地区	6月14、21日	●	●	●	●	公社
	五箇地区	6月14、21日	●	●	●	●	
都刀地区	都刀地区	6月22、23日	●	●	●	●	公社
	都刀地区	6月22、23日	●	●	●	●	

以下の※1~4については、公社が実施機関となります。
 ※1 松江市の一部がん検診 ※2 浜田市の胃がん検診

③ 特定健康診査実施ガイドの作成（平成 22 年度～）

●実施機関が円滑に実施できることを目的として作成

※配付先：特定健診実施機関、保険者 ※平成 29 年度作成部数：500 部



目 次

I 特定健康診査	
1 特定健康診査（特定健診）とは	1
2 健診機関の役割	1
3 対象者	1
4 実施項目	2
II 実施方法等	
1 個別健診における受診から請求までの流れ	3
2 眼底検査を再委託により実施する方法及び請求	
(1) 国民健康保険	4
(2) 被用者保険	5
3 受診券の交付	
(1) 国民健康保険	6
(2) 被用者保険	7
III 費用の請求	
1 国民健康保険	
(1) 特定健康診査（個別健診）の実施項目別費用額一覧	8
(2) 保険者別自己負担額一覧	8
2 被用者保険	
(1) 特定健康診査（個別健診）の実施項目別費用額一覧	10
(2) 保険者別自己負担額一覧	10
IV 受診券の様式	
1 国民健康保険	11
2 被用者保険	14
V Q&A	21
VI 問い合わせ先	
1 国民健康保険	24
2 被用者保険	25
参考資料	
特定健診の標準的な質問票	26
特定保健指導対象者判定基準、メタボリックシンドローム判定基準	27
受診動向値判定基準	28

例えば、対象者については・・・

実施年度中に40～74歳となる者（実施年度中に75歳になる75歳未満の者も含む）

※通院している者（治療中の者）も特定健診の対象

④ 保険者の広報事業への支援（平成 22 年度～）

●各保険者がより効果的な方法で広報事業を行うことを目的として実施

- ・市町村の防災無線放送の原稿の提供
- ・広報誌への掲載原稿の提供

※平成 26 年度までは、毎年原稿を提供し実績報告を受けていたが、27 年度以降は、自由に活用いただくこととした。

◆広報誌用原稿

受けていますか？

特定健診 一年に 1 度は必ず健診を受けましょうー

40歳以上75歳未満の被保険者、被扶養者の方すべてが対象です

特定健診は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを発見するための検査で、加入している医療保険者によって年 1 回実施されます。腹囲の測定などにより、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群となる方を早期に発見し、改善の指導を行うことを目的としています。生活習慣病にならないためにも、まずは特定健診を受けましょう。

詳しくは、国保の方は〇〇〇へ、被用者保険の方はお持ちの保険証を発行した保険者へお問い合わせください。

検査項目

基本的な健診(必須項目)

■問診 ■理学的検査 ■身体測定 ■腹囲 ■血圧測定 ■脂質検査 ■血糖検査 ■肝機能検査 ■腎機能検査

詳細な健診 ※医師が必要とした人のみ行います

■貧血検査 ■心電図検査 ■眼底検査



健康長寿しまねマスコットキャラクター まめなくん

島根県保険者協議会

(市町村国保、医師国保組合、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合)

※島根県保険者協議会は、島根県内の医療保険の保険者が連携協力して、効果的に被保険者等の健康保持、増進を図ること等を目的として設置されています。

事務局：島根県国民健康保険団体連合会

<http://www.shimane-kokuho.or.jp/>

(本会 HP 内「保険者協議会コーナー」)

◆有線放送等のアナウンス原稿

島根県保険者協議会からのお知らせです。

皆さんは、年に1度は健診を受けていますか？

特定健診は、40歳以上75歳未満の被保険者、被扶養者の方全てが対象となります。

特定健診は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを発見するための検査で、加入している医療保険者によって年1回実施されます。腹囲の測定などにより、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群となる方を早期に発見し、改善の指導を行うことを目的としています。生活習慣病にならないためにも、まずは特定健診を受けましょう。

検査項目は、基本的な健診として、問診、理学的検査、身体測定、腹囲、血圧測定、脂質検査、血糖検査、肝機能検査、腎機能検査が行われます。

また、医師が必要とした人のみ、貧血検査、心電図検査、眼底検査が行われます。

詳しくは、国保の方は〇〇〇へ、被用者保険の方はお持ちの保険証を発行した保険者へお問い合わせください。

島根県保険者協議会からのお知らせでした。

⑤ 受診勧奨用ポスターの作成（平成21年度）

⑥ その他の広報

ホームページに関係情報を掲載

【データ分析】

New!

⑦ 特定健診データ分析事業

特定健診のデータを分析し、健診受診率向上等に向けた取り組みに資することを目的として実施

※分析手法等は検討中

【情報共有】

⑧ 会議の場等で情報共有

保険者協議会及び専門部会で、健診等実施率について情報共有を行う

【集合契約】

- ⑨ 集合契約事務支援（国保連合会）

【データの保険者間移動】

- ⑩ 実施に係るルールの周知

国が整備した様式やルールの周知⇒協議会（7月開催）で情報共有する

平成 21 年度作成

年一度の特定健診は必ず受診してください!!

「特定健診」は、生活習慣病になる前段階で異常を見つけ、生活改善などによって将来的な病気の発症にストップをかけることを目的とした健診です。

毎年受診
しましょう!

元気でも、通院していても
40歳～75歳未満のすべての方が対象です!!

※妊娠中の方等、一部の方が対象外となる場合もあります。

特定健診、受けるとこんなメリットがあります。

- メリット** 病気の予兆を見つけ出し、生活習慣病を予防できます。
- メリット** 健診後のサポートも充実。自分に合った健康づくりが可能になります。
- メリット** 生活習慣病予防で、家計の支出減にもつながります。
- メリット** 病気を未然に防ぐことで、医療費の抑制に。

島根県保険者協議会
(市町村国保・医師国保組合・全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合・島根県)

(3) 今後取り組むべき事項

- 県全体の健診受診率、保健指導実施率の向上
⇒受診状況を把握し、対象を絞った対策を（分析事業から）
加入者への周知方法の工夫（広報等検討）
医療機関への協力依頼
- 分析結果データの活用
⇒保健事業の共同実施